

文京区特定健康診査等実施計画（第 3 期）等の策定について

1 目的

高齢者の医療の確保に関する法律第 19 条第 1 項の規定に基づき、第 2 期（平成 25 年度～29 年度）特定健康診査等実施計画の計画期間が終了することに伴い、国保被保険者に対して実施する特定健康診査及び特定保健指導の実施内容・方法及び目標に関する基本的事項等について定める第 3 期計画を策定する。

また、平成 26 年 4 月 1 日付厚労省「国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針」改正により、市区町村保険者は、健康・医療情報を活用して P D C A サイクルに沿った効果的かつ効率的な保健事業を実施するための実施計画（データヘルス計画）を策定することが示された。そこで、第 3 期の特定健康診査等実施計画や保健医療計画等と策定期間と合わせることで、各種データを活用した事業展開を図るとともに、各計画との整合を図ったデータヘルス計画を策定する。

2 計画の概要

(1) 計画期間 平成 30 年度から平成 35 年度まで（6 年間）

(2) 検討体制

① 特定健康診査等実施計画策定委員会

会 長：福祉部長

副会長：保健衛生部長

委 員：企画政策部企画課長、福祉部福祉政策課長、福祉部国保年金課長、福祉部高齢者医療担当課長、保健衛生部生活衛生課長、保健衛生部健康推進課長

② 計画策定調査検討部会

部 会 長：福祉部国保年金課長

副部会長：保健衛生部健康推進課長

③ 特定健康診査等実施計画検討協議会

会長：学識経験者

委員：学識経験者、保健・医療関係者 3 人以内、関係団体等の構成者 4 人以内、公募区民 3 人以内

3 スケジュール（予定）

平成 29 年 4 月～ 区民委員の公募、レセプト等の分析、保健事業の現状把握等

～ 1 1 月頃 特定健康診査等実施計画（第 3 期）及びデータヘルス計画の素案作成、庁議・区議会報告

1 2 月頃 特定健康診査等実施計画（第 3 期）及びデータヘルス計画のパブリックコメント

平成 30 年 1 月頃 特定健康診査等実施計画（第 3 期）及びデータヘルス計画の（案）作成

2 月 特定健康診査等実施計画（第 3 期）（案）及びデータヘルス計画の（案）区議会報告

3 月 特定健康診査等実施計画（第 3 期）及びデータヘルス計画策定